科　目　名	専門特殊講義Ⅰ(知財戦略論)
	著作権制度を学ぶ
教　員　名	杉山 務

【授業の内容】

人間が創造したものとして知的財産があり、これを保護する法律として、最近のビジネス社会における重要な位置を占めている知的財産法があります。

知的財産に関連する法律は、毎年技術の進歩や社会の変化に合わせて保護の対象や内容が改正されており、基本的人権のように普遍的な権利と異なり、法律の考え方を理解するだけでなく、その応用となる実際の運用を含めた理解が求められています。

本講座では、知的財産法の中の著作権法を中心に、情報社会といわれる現代社会における権利の保護のあり方、保護される著作物の利用の仕方を検討し、文化の発展に寄与することを目的とする著作権法の果たす役割から、形のない無体財産権の保護がいかになされているか、またいかにあるべきかを考えます。

【到達目標】

身の回りにある著作物についての理解を深め、どのように著作物の利用が出来るのかを考え、法律に明確に規定されていない具体的事例に遭遇した場合においても、自分の考えを表明し、実践できるようになります。

【授業計画】

第１回　＜オリエンテーション＞

授業の進め方や評価等シラバスの内容について説明の後、著作権を他の産業財産権である特許権、実用新案権、意匠権、商標権、及び回路配置利用権や育成者権等との対比により、その相違を理解することは、著作権法の特徴の理解に資することになります。

第２回　＜著作権法概観＞

著作権といえば通常は著作財産権を意味しますが、加えて著作権法では、他の知的財産法では類を見ない著作者人格権を規定し一身専属的な権利として譲渡できないものとしています。著作物を作成し、これを文化の発展につなげるために重要な役割を果たす著作物の公衆への伝達者を保護する規定として著作隣接権も定められています。

受講生はこれら権利を概観し、具体的に学ぶ際の位置づけを常に意識しながら全体との関連に気を配ることが求められます。

第３回　＜著作物の種類＞

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものと定義されます。この定義に該当しない創作されたものは著作物に該当せず、著作権法で保護されません。定義の意味を検討することにより、保護されるものと保護されないものとの違いはどこにあるのかを理解することに努めます。

第４回　＜言語、音楽、舞踊又は無言劇、美術の著作物＞

著作権法には例示として各種著作物が規定されています。例示とはいえど現在の法的に保護される著作物は、この範疇に入るものであり、どのような著作物があるかを個々に見ていくことになります。

小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物、音楽の著作物、舞踊又は無言劇の著作物、絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物について、どのようなものが著作物として認められているのかを検討します。

第５回　＜建築、地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形　映画、写真、プログラム、ゲームソフトの著作物＞

工学的なものは産業財産権で保護され、著作権法で保護される可能性は低いが、どのようなものが著作物として保護要件を満たしているかを、確認しながら理解を深めます。

第６回　＜二次的著作物＞

二次的著作物とは、原著作物を種々のバリエーションで利用できるようにするものであり、著作権制度の目的である文化の発展に寄与する最たるものであります。原著作物を基にするが最早二次的著作物といえない状態になれば、独自の著作物として保護されます。二次的著作物であるための条件を具体例から考えます。

第７回　＜編集著作物、データベースの著作物＞

編集物でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護され、また、データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものも著作物として保護されます。

第８回　＜著作者＞

著作物を創作する者が著作者ですが、だれが著作者となるかを確定することは、共同で著作する場合や職務上の著作、映画の著作など困難な場合が多くあります。誰が著作者となり著作権を取得し、そして権利行使できるかについて検討します。

第９回　＜著作者人格権＞

著作人格権は著作権と異なり一身専属の権利であり、譲渡も相続もできません。著作者死亡後の人格的利益を侵害することも許されません。その具体的権利である公表権、氏名表示権、同一性保持権について学びます。

事例として「ときめきメモリアル事件（最三130213)」を予定しています。

第10回　＜著作権の効力＞

著作権は、多くの支分権を有しており、その内容とその効力の及ぶ範囲を理解することにより、著作権の有効活用を

図る手段を学びます。受講生は、どのような行為が権利の範囲に属し侵害とみなされるのかを事例をとおして理解に努めます。

第11回　＜権利の目的とならない著作物＞

著作物をすべて権利の対象とすることは社会の円滑な文化の発展を妨げることになることから権利の目的とならない著作物として法令や、国民に周知する情報については権利対象外であることを法は規定しています。その内容を理解するとともに著作権の保護期間、権利の消滅　フェアユース、著作権制限の概要について学びます。

第12回　＜権利の制限＞

私的な著作物の利用は、著作権者の利益を害する程度が小さいので著作権侵害としない旨、法は規定しています。しかし、どこまでが私的使用かを判断することは非常な困難が伴うことから、裁判例をみながら私的使用の範囲を理解することに努めます。

第13回　＜権利の活用＞

著作権の登録、権利の譲渡、利用許諾と出版権設定、担保権設定、信託、裁定など、権利の活用に関する様々な方策を理解します。さらに著作者や著作権者が不明な場合に、著作物を利用することを希望する場合の裁定制度についても学びます。

第14回　＜著作隣接権＞

著作隣接権の内容を理解し、実演家、レコード制作者、放送事業者・有線放送事業者に認められる権利を理解します。

第15回　＜著作権侵害＞

著作権を侵害する者に対して、その侵害を止めるべく差止や損害賠償を請求することができます。差止や損害賠償請求には、どういう要件が必要か、侵害救済手続きに関する事項を学びます。併せて、著作権制度のまとめとして、具体的事例に関する理解の確認を行います。

※　各回の授業には積極的な参加と、意見の表明が求められます。

最新の知財関連の話題を取り入れるとともに、テーマごとに小テストで知識の確認をします。

【授業の進め方】

講義とディスカッションを交えながら授業を進めます。

講義内容に関して、受講生が考えることを発表し、他者が評価、批判を行いながら進行する予定ですが、受講者数により変更の可能性があります。

復習（10分）：前回のまとめで重要なものの理解を深める。

講義（50分）：予定の箇所を講義し、理解度を確認しながら進める。

ディスカッション（30分）：講義内容に関連する意見交換と理解度確認

【教科書(必ず購入すべきもの)】

教科書は使用せず、スライドウエアの使用と適宜レジュメを配布し利用します。

【参考図書】

(a) 著作権法入門〈2012 － 2013〉文化庁 (著)　著作権情報センター (2012/10)　￥2,300

(b) 標準著作権法 高林 龍 (著)　有斐閣 (2010/12/25)　￥2,625

【成績評価の方法】

①具体的な評価方法

授業での発言などの貢献、授業内小テストを含む報告書提出、及び定期試験

②評価方法の比率

授業での発言等貢献（20％）、授業内の小テストと報告書（30％）、定期試験（50％）

評価基準の割合は、進捗や理解度等の状況により変更の可能性があります。

【「成績評価の方法」に関する注意点】

オリエンテーションを除き、全回出席を前提として授業計画を立てていますので、出席できない回の内容は自修による修得が必要となります。

自修による修得の結果が報告書として提出されれば、成績評価に加味されます。

授業内小テストは、得点評価ではなく理解度の確認に使用しますので、指示された回の学修と提出が求められます。

なお、提出は原則３日（実働日）以内とし、所感を記載することは必須となります。

【履修上の心得】

著作権法は、ネット社会の浸透を背景に、新たに発生する知見と社会の変化に相応しいものとするため、ほぼ毎年改正が行われ、学問的にも実務的にも変化の激しい分野ですから、履修には自分で学び他者に学ぶ心構えが重要です。

【科目のレベル、前提科目など】

前提科目はありませんが、種々の事物や事柄に対する知識欲が、授業における理解と貢献に非常に有益でしょう。

【備　　考】

知的財産制度が実社会でいかに利用されているか、活用されているかを、受け身でなく主体的に探求することにより、卒業後の社会生活において知的財産を専門とするか否かに係らず役立つ講座です。